西日本支部会則（2022.7.1 一部改訂）

第１条 総則

1. 本会の名称は「英語圏児童文学会西日本支部」とする。
2. 本会の目的および活動の範囲は、英語圏児童文学会のそれに準じる。
3. 本会の所在地は、西日本支部長の住所地または所属先研究室である。

第２条 会員

1. 本会は英語圏児童文学会会員のうち、居住地あるいは勤務地が西日本にある者によって構成される。
2. 居住地および勤務地が西日本になくても、英語圏児童文学会会員であれば、申し出により入会を認められる。

第３条 年次総会

1. 本会は年次総会を開くものとする。
2. 年次総会は、原則として年次研究会の際に開催する。

第４条 本会は以下の事業を行う。

１．年次研究会の開催
２．研究例会（年に数回）の開催
３．その他、西日本支部総会で認められた事業

第５条 委員

１．本会には運営委員２～３名と監査委員１名をおく。
２．運営委員は西日本支部長を補佐し、年次研究会の企画・運営および本会の会計業務を担当する。監査委員は本会の財務を監査する。
３．委員は会員の合議をへて、支部長が委嘱する。

付則

本会則は２００４年４月より施行する。
本会則の改廃は西日本支部年次総会の承認によって成立する。
本会則の一部を改定し、2022 年７月１日より施行する。